

監査公表第12号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査（学校現地監査）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年9月27日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	中村	淳
同	山崎	法子

平成29年度定期監査（学校現地監査）に係る結果報告

1 監査の実施日

平成29年 7月27日（木）

2 監査の対象

栗野小学校、敦賀南小学校、敦賀西小学校における現金の取扱い状況、備品の管理状況、理科教材薬品の管理状況等

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書と各学校等における現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各学校における現金の収納状況、消耗品の購入状況、備品等の管理状況については、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、改善等必要な措置を講じられたい。

(1) 消耗品の管理について

各学校で保管している消耗品の数量を把握し、計画的な購入、適正な在庫管理に努められたい。

(2) 購買の管理について

購買の収益については、設置目的に基づき、あらかじめ用途を決定し適正な管理に努められたい。

(3) 現金の保管について

現金は、長期間金庫に保管せず、すみやかに入金等の処理を行うこと。また、金庫は常時施錠し厳重な管理に努められたい。

(4) 安全管理について

理科室や保健室において、棚の上部にまで物品が置かれており、地震の際には棚の転倒や物品の落下が予測されます。児童の安全を守るため、配置場所等考慮していただきたい。